

コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に関する

## 事業者向け支援金等申請サポート事業

7/1  
開始

福岡市では、国が『コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」』の一環として行う中小企業者向けの支援策などの相談対応や、雇用調整助成金等の申請代行に係る費用の一部を助成する、「事業者向け支援金等申請サポート事業」を実施します。

広報へのご協力をよろしく申し上げます。

### 1. 電話相談や専門家による訪問相談

- ・国・県・市が行う事業者向け支援制度に関する電話相談に対応します。
- ・また、「(表1) 訪問相談及びサポート金の対象支援制度」に関する申請手続き方法や必要書類などの詳細をご希望の方には、市の指定する専門家が無料で訪問し相談に応じます。

事業者向け支援金等案内センター TEL 092-600-0293

(平日9時～17時)

### 2. 申請手続き等に関する費用の一部負担（サポート金）

令和4年7月1日（金）以降に申請を行った対象支援金等について、申請手続き等を社会保険労務士に依頼した際の報酬の **5分の4** を市が負担します（上限あり）。

※なお、過去（令和2年10月～令和4年6月）にサポート金の支援を受けた事業者の方も、ご利用いただけます。

（表1）訪問相談及びサポート金の対象支援制度

対象支援金等	市負担額
雇用調整助成金（雇用保険被保険者の休業手当）	報酬の4/5 (最大10万円まで)
緊急雇用安定助成金（被保険者以外の方の休業手当）	
産業雇用安定助成金（在籍型出向により雇用を維持する場合）	
小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方）	
小学校休業等対応支援金（委託を受け個人で仕事をする方）	
両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)	
両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)	

#### 【問い合わせ先】

経済観光文化局総務・中小企業部  
政策調整課長 山下 龍二郎  
TEL : 711-4254 (内線 2506)  
FAX : 733-5593

## (詳細) サポート金の申請について

### 1 対象者

市内に事業所を有する中小企業者（小規模事業者及び個人事業主を含む。）

過去（令和2年10月～令和4年6月）にサポート金の支援を受けた事業者の方も、令和4年7月1日（金）以降に申請を行った対象支援金等についてご利用いただけます。

### 2 対象の支援制度

表1に記載する事業者向け支援制度

### 3 サポート金の対象費用

令和4年7月1日（金）以降に申請を行った対象支援制度について、社会保険労務士に手続き等を依頼した際に係る報酬から消費税及び地方消費税を除いた額

### 4 サポート金の額

表1に記載する対象支援制度1件ごとの報酬額（上記3）に、5分の4を乗じた額（表1の限度額内）

### 5 申請方法

〔インターネット〕

特設サイト [https://va.apollon.nta.co.jp/fukuokacity\\_shienkininfo/](https://va.apollon.nta.co.jp/fukuokacity_shienkininfo/)

〔郵送〕

〒810-0011

福岡市博多区博多駅前3丁目2-1 日本生命博多駅前ビル 日本旅行内  
事業者向け支援金等案内センター 宛

#### (1) 必要書類（表2）

必要書類	具体例
サポート金申請書（様式1号）	指定の様式
誓約書（様式2号）	指定の様式
対象支援金等の申請を証明するもの	雇用調整助成金などの申請書の写し
社会保険労務士への報酬を証明するもの	社会保険労務士への報酬額を確認できる請求書の写し
その他事務局が必要と認める書類	

※様式1号、2号は特設サイトからダウンロードできます。

#### (2) 申請期限

令和5年1月31日（火）まで

※インターネットによる申請は当日17時まで、郵送による申請は当日消印有効